

蓄電池拡充！！

調布市 よりよい住まいづくり応援制度 太陽光発電設備・蓄電池設備等取付け等補助のご案内

よりよい住まいづくり応援制度とは？

「よりよい住まいづくり応援制度」とは、調布市民の皆様の居住環境を向上させるため、安全で快適な住まいの確保を応援する制度です。

太陽光発電設備・蓄電池設備等取付け等補助はこの制度の一つで、環境負荷の軽減と意識の向上を図ることを目的として、工事に要した費用の一部を補助しています。

1 対象住宅

調布市内にある個人住宅及び併用住宅（新築住宅も可）

2 対象者

次の要件のいずれにも該当する方

- (1) 対象住宅の所有者かつ居住者
- (2) 納期の経過した市税を完納している方



3 補助対象工事

調布市の他の補助制度等により補助等を受けていない、次のいずれかの工事

- (1) 太陽光発電設備・蓄電池設備取付け等工事（機器により発生した電力が、対象住宅の居住の用に供する部分で使用されるもので電力会社と電力受給契約を締結するもの）
- (2) 太陽熱利用機器取付け等工事（機器により発生した温水等が、対象住宅の居住の用に供する部分で使用されること）

4 補助の内容

太陽光発電設備及び蓄電池設備の補助金額は、発生する電力に補助単価を乗じて得た額となります。適用する電力（KW）は、公称最大出力の合計値、電力受給契約における発電出力又はパワーコンディショナーの最大定格出力のいずれか最も小さい数値とし、数値に小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てた値になります。

補助対象経費	区分	補助単価等	上限額
太陽光発電設備取付け等工事	新築住宅	15,000円／kw	60,000円
	既存住宅※1	25,000円／kw	100,000円
蓄電池設備取付け等工事※2		20,000円／kw	80,000円
太陽熱利用機器取付け等 工事費		補助対象経費の実支出額 に100分の10	100,000円

※1 既存住宅とは建物の建築と同時に太陽光発電設備を設置しなかった場合に限る。

※2 太陽光発電設備と連携したものに限り。

※ 太陽光発電設備取付け等工事と蓄電池設備取付け等工事の補助金は同時に交付を受けることができます！

5 補助金申請の手続き

補助対象工事が完了した日から6ヶ月以内に申請してください。「補助対象工事が完了した日」とは、次のいずれかの遅い日です。

- ① 補助対象経費の領収日（領収書の日付）
- ② 補助対象住宅の引き渡し日（新築の場合）



また、申請の締切は令和6年12月27日（金）です（郵送の場合は必着）。

※予算に限りがあるため、締切前に終了する場合があります。

※6ヶ月を経過した場合は申請できません。

（申請に必要な書類等）

① 補助金交付申請書（第1号様式）
② 対象住宅の所有者を確認できる書類 例）・固定資産税の課税明細書の写し ・登記事項証明書 ・固定資産税の評価証明書（登記用のものを除く。資産税課で発行） ・固定資産税の名寄帳（資産税課で発行）
③ 現に市税を滞納していない者であることの証明書（納税課で発行） ※共有者がいる場合、共有者全員分の証明書が必要です。 ※税目や納付方法によって納付状況の反映に日数を要する場合があります。詳しくは納税課に事前にご確認ください。
④ 補助対象経費の領収書の写し ※領収書が補助対象経費のみでない場合、明細書が必要です。
⑤ 設備設置設計図 ※太陽光発電設備については、公称最大出力等が記載されたもの
⑥ 設置後の写真（設置後の全体写真、型番、製造番号、規格など）
⑦ 接続契約のご案内（太陽光発電設備設置及び蓄電池設置の場合）
⑧ 設備の保証書（保証開始日が分かるもの）
⑨ 製品カタログの写し【太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池】 （蓄電池は一般社団法人環境共創イニシアチブ（SSI）の登録製品ページを印刷したもの）
⑩ 対象住宅の場所がわかる案内図
⑪ 承諾書（対象住宅が共有所有の場合。申請者以外の所有者全員分）
⑫ 委任状（申請手続きを対象住宅の所有者かつ居住者以外の者に委任する場合）

6 補助金の支払いについて

補助金交付申請後、申請内容を審査します。申請内容が交付基準を満たしていれば、申請者に交付決定通知書を送付します（交付申請後、一週間から10日程度）。

補助金は、交付決定後に指定の金融機関の口座へ振込みます。

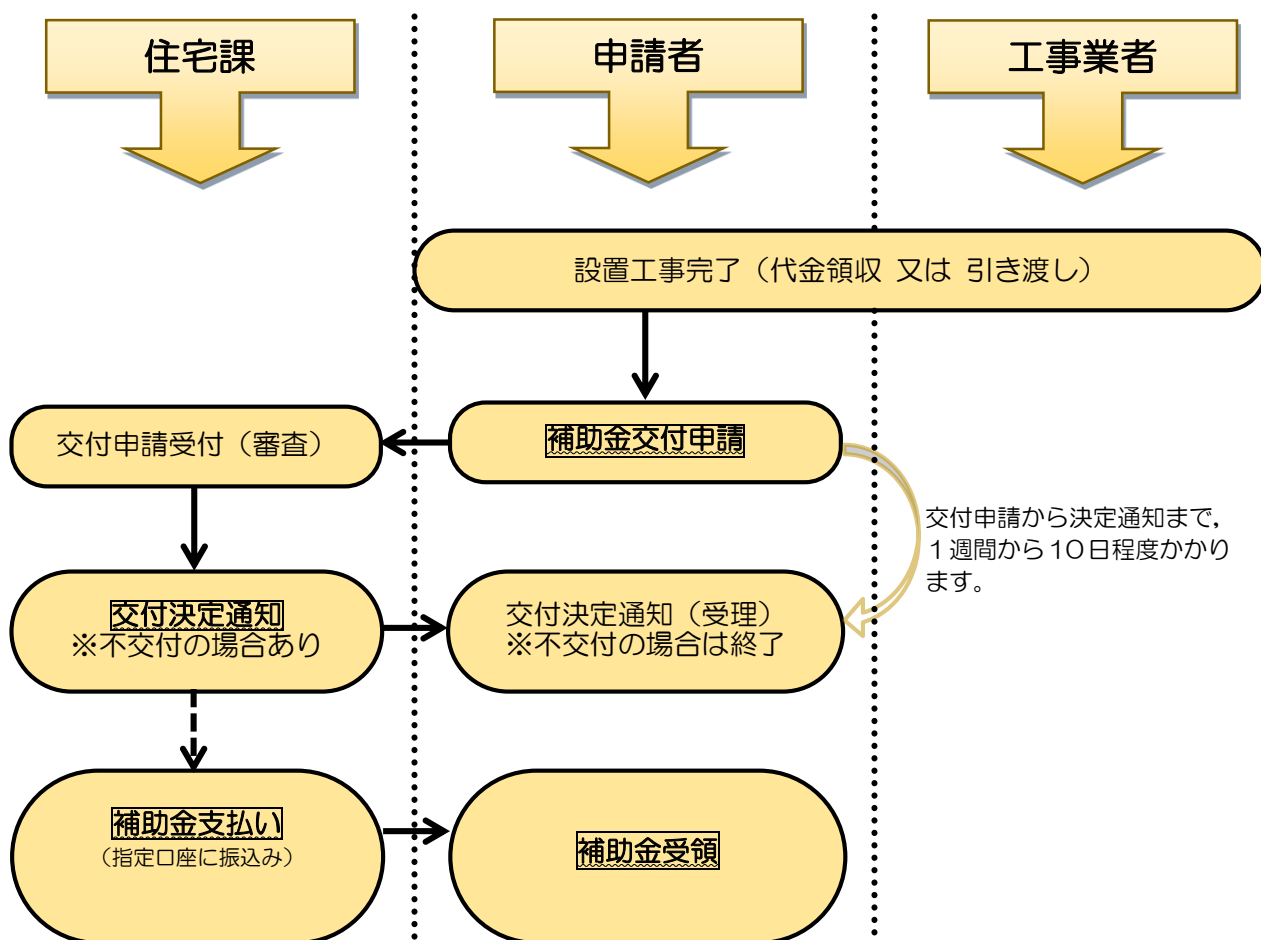
【令和6年3月31日までに太陽光発電設備を設置された方へ】

- ・昨年度の補助単価（25,000円/kw，上限10万円）で申請できます。昨年度の補助単価での申請は令和6年5月31日（金）までです。
- ・令和5年度の申請書（調布市太陽光発電設備等取付け等工事費補助金交付申請書）を御利用ください。

【太陽光発電設備を設置されている方へ】

今年度から、蓄電池設備を設置された場合も蓄電池の補助を申請することができます。

太陽光発電設備等取付け等の補助手続きの流れ



都市整備部 住宅課 住宅支援係（調布市役所7階）

メール：jyutaku@city.chofu.lg.jp

電話：042-481-7545 Fax：042-481-6800

受付時間：平日8:30～17:00（12:00～13:00を除く）

